

千葉市民間児童福祉施設整備資金利子補給金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、市内民間児童福祉施設（以下「施設」という。）の整備の促進及び経営の健全化並びに入所者等の処遇の向上を図るため、社会福祉法人、一般社団法人又は一般財団法人（以下「社会福祉法人等」という。）が施設整備のため独立行政法人福祉医療機構から借り入れた福祉貸付資金（建築資金及び設備備品整備資金に限る。）及び社会福祉法人千葉県社会福祉協議会から借り入れた千葉県社会福祉事業振興資金の利子償還に要する経費について、予算の範囲内において千葉県補助金等交付規則（昭和60年規則第8号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、当該社会福祉法人等に対し、補助金を交付する。

(補助対象施設)

第2条 補助金の交付の対象となる施設は、次の各号に掲げる施設とする。

(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する児童福祉施設（助産施設、児童厚生施設、障害児入所施設及び児童発達支援センターを除く。）

(2) その他市長が特に必要と認めた施設

(補助対象経費等)

第3条 補助の対象となる経費、基準額及び補助率は別表1及び別表2のとおりとする。

(交付の申請)

第4条 規則第3条の規定により補助金の交付を申請しようとするときは、市長が定める期日までに、千葉市民間児童福祉施設整備資金利子補給金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(交付の条件)

第5条 規則第5条の規定により付する条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 補助金の交付を受けた社会福祉法人等は、補助金の収支に関する帳簿及び証拠書類を備え、当該補助事業終了の翌年度から5年間これを保管すること。

(2) 規則及びこの要綱を遵守すること。

(交付決定通知)

第6条 規則第6条の規定による通知は、千葉市民間児童福祉施設整備資金利子補給金交付決定通知書（様式第2号）によるものとする。

(実績報告)

第7条 規則第12条の規定により、実績報告をしようとするときは、千葉市民間児童福祉施設整備資金利子補給事業実績報告書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（補助金額の確定通知）

第8条 規則第13条の規定による通知は、千葉市民間児童福祉施設整備資金利子補給金額確定通知書（様式第4号）によるものとする。

（交付の請求）

第9条 規則第16条第1項の規定により、補助金の交付を請求しようとするときは、千葉市民間児童福祉施設整備資金利子補給金交付請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 規則第16条第2項において準用する同条第1項の規定により、補助金の交付を請求しようとするときは、千葉市民間児童福祉施設整備資金利子補給金一括（分割）事前交付請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（決定の取消通知）

第10条 規則第17条第3項において準用する第6条の規定による通知は、千葉市民間児童福祉施設整備資金利子補給金交付決定取消通知書（様式第7号）によるものとする。

（返還命令）

第11条 規則第18条第1項又は第2項の規定による返還命令は、千葉市民間児童福祉施設整備資金利子補給金返還命令書（様式第8号）によるものとする。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか、千葉市民間児童福祉施設整備資金利子補給金の交付に関し必要な事項は、こども未来局長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行し、平成22年度分の予算に係る補助金から適用する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際、千葉市社会福祉施設整備資金利子補給金交付要綱（平成2年4月1日施行）の様式により調製された用紙による補助金の交付の申請、交付決定通知及び交付の請求は、この要綱の様式により調製された用紙によるものとみなす。

附 則

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行日以後新たに発生した福祉貸付資金及び千葉市社会福祉事業振興資金の利子償還に要する経費については、補助の対象としない。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表1（平成13年12月1日以降に整備を開始した本要綱第2条に規定する民間児童福祉施設）

貸付主体	資金の種類	補給金基本額	補助率
独立行政法人福祉医療機構	福祉貸付資金	当該年度中に支払った利子の総額	3 / 4

別表2（別表1以外の民間児童福祉施設）

貸付主体	資金の種類	補給金基本額	補助率
独立行政法人 福祉医療機構	社会福祉施設 整備資金	$\text{当該年度中に支払った利子の総額} \times \left(1 - \frac{\text{スプリンクラー設備整備費}}{\text{総事業費}} \right)$	$\frac{4.0}{4.6}$

備考

- 1 補給金基本額の欄中、スプリンクラー設備整備費及び総事業費は、当該施設整備に係る千葉市民間社会福祉施設建設費等補助金交付要綱（平成11年4月1日施行）に定める補助金交付申請書（様式第1号）及び申請額算出内訳（別紙1-1、1-2）記載の額とすること。
- 2 別表1以外の民間児童福祉施設とは平成13年12月1日前に整備を開始した本要綱第2条に規定する民間児童福祉施設をいう。

千葉市民間児童福祉施設整備資金利子補給金交付申請書

(あて先) 千葉市長

住 所

法 人 名

代 表 者 氏 名

印

年度において、下記のとおり児童福祉施設整備資金を償還しますので、千葉市補助金等交付規則第3条の規定により関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

補助金の交付申請額	円
交付を受けたい時期	
添 付 書 類	(1) 施設整備の内容等 (別紙1のとおり) (2) 補給金所要額調書 (別紙2のとおり) (3) 収支予算書 (4) 償還年次計画表 (写)

(注) 添付書類の(3)、(4)については法人代表者の原本証明を行うこと。

別紙 1 (様式第 1 号)

施 設 整 備 の 内 訳

施 設 名	
施 設 所 在 地	
契 約 締 結 年 月 日	
借 入 期 間	
施 設 整 備 の 内 容	

様

千葉市民間児童福祉施設整備資金利子補給金交付決定通知書

年 月 日付け申請のあった千葉市民間児童福祉施設整備資金利子補給金について、次のとおり交付決定したので、千葉市補助金等交付規則第6条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長



補助金の交付決定額	円
補助金交付予定時期	
交 付 条 件	(1) 補助金の収支に関する帳簿及び証拠書類を備え、当該補助事業終了の翌年度から5年間、これを保管すること。 (2) 千葉市補助金等交付規則及び千葉市民間児童福祉施設整備資金利子補給金交付要綱を遵守すること。

千葉市民間児童福祉施設整備資金利子補給事業実績報告書

(あて先) 千葉市長

住 所

法 人 名

代 表 者 氏 名

印

年 月 日付け千葉市指令 第 号で補助金の交付決定の
あったこのことについて、千葉市補助金等交付規則第12条の規定により関係書
類を添えて下記のとおり、実績を報告します。

補助金の交付決定額	円
補助金の既交付額	円
補助事業の経費精算額	円
添 付 書 類	(1) 補給金精算書 (別紙のとおり) (2) 収支決算 (見込) 書 (3) 払込案内書・領収書 (写) 又は償還約定表・ 預金通帳 (写) 等証拠書類

(注1) 添付書類の(2)、(3)については法人代表者の原本証明を行うこと。

(注2) 添付書類の(3)のうち預金通帳(写)等証拠書類には、経費精算額及び口座名義人が確認できる部分を添付すること。

様

千葉市民間児童福祉施設整備資金利子補給金額確定通知書

年 月 日付け千葉市民間児童福祉施設整備資金利子補給事業実績報告書により、 年度千葉市民間児童福祉施設整備資金利子補給金額を次のとおり確定したので、千葉市補助金等交付規則第13条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長



補助金の交付決定額	円
補助事業の経費精算額	円
補助金の確定額	円
備 考	

千葉市民間児童福祉施設整備資金利子補給金交付請求書

(あて先) 千葉市長

住 所
法 人 名
代 表 者 氏 名

印

年 月 日付け千葉市達 第 号 年度千葉市民間
児童福祉施設整備資金利子補給金額確定通知書により確定した補助金の交付につ
いて、千葉市補助金等交付規則第16条第1項の規定により請求します。

補助金の確定額	円
補助金の既交付額	円
交付請求額	円
添付書類	(1) 千葉市民間児童福祉施設整備資金利子補給金交付決定通知書の写し (2) 千葉市民間児童福祉施設整備資金利子補給金額確定通知書の写し

千葉市民間児童福祉施設整備資金利子補給金一括（分割）事前交付請求書

（あて先）千葉市長

住 所
法 人 名
代 表 者 氏 名 印

年 月 日付け千葉市指令 第 号により交付決定のあつた補助金の一括（分割）事前交付を次のとおり受けたいので、千葉市補助金等交付規則第16条第2項において準用する同条第1項の規定により請求します。

補助金の交付決定額	円
補助金の既交付額	円
交付請求額	円
添付書類	千葉市民間児童福祉施設整備資金利子補給金交付決定通知書の写し

様

千葉市民間児童福祉施設整備資金利子補給金交付決定取消通知書

年 月 日付け千葉市指令 第 号により通知した千葉市民間児童福祉施設整備資金利子補給金交付決定の全部（一部）を次のとおり取り消したので、千葉市補助金等交付規則第17条第3項において準用する第6条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長



補助金の交付決定額	円
取 消 額	円
取消後の交付決定額	円
取 消 理 由	

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様

千葉市民間児童福祉施設整備資金利子補給金返還命令書

千葉市補助金等交付規則第18条^{第1項}の規定により、次のとおり返還を命じます。
第2項

年 月 日

千葉市長



補助金の交付決定額	円
補助金の既交付額	円
補助金の交付確定額	円
返還すべき金額	円
返 還 期 限	年 月 日まで
返 還 を 命 ず る 理 由	
返 還 方 法	

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

補 給 金 所 要 額 調 書

施設名 _____

借入年度	借入金額 A	前年度末現在		償還計画額		元金償還計画 残高 C-D=F	総事業費 G	市補給金 基本額 H	市費補給金 所要額 H×補助率=I
		元金償還済額 B	元金未償還済額 A-B=C	元金 D	利子 E				
	千円	円	円	円	円	円	円	円	円
合 計									

[記入要領]

償還計画額には償還済額を含めて計算し、当該年度の総額を記入すること。

補 給 金 精 算 書

施設名 _____

借入年度	借入金額 A	前年度末現在		償還済額		元金償還計画 残高 C-D=F	総事業費 G	市補給金 基本額 H	市費補給金 所要額 H×補助率=I	市費補給金 受入済額 J	差額 I-J=K
		元金償還済額 B	元金未償還額 A-B=C	元金 D	利子 E						
	千円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
合 計											

[記入要領]

償還済額は、当該年度の総額を記入すること。